

誰もがいきいきと安心して暮らせる 地域社会をめざして

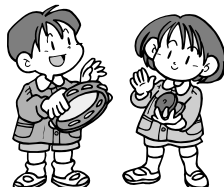


社会には、体の機能や精神などに障がいのある人がたくさん暮らしています。障がいは、私たちが生きていく上で、事故や病気などによって、誰にでも生じるものです。

町では、障がいがあっても地域で自立した生活ができる施策を実施していくことで、すべての住民が、障がいの有無に関わらず一人ひとりの個性と人格を尊重し、いきいきと安心して暮らせるまちづくりをめざしています。

平成20年度から早期療育事業を町単独で実施します

これまで早期療育事業は旧八日市保健所管内の1市5町で共同設置してきましたが、20年度から日野町単独で実施します。



●早期療育とは…

心身に障がいのある子どもや、言葉が遅い、落ち着きがない、友達と遊ばない、発育が遅いなどの様子が見られる、日野町在住の小学校入学までの子どもたちを対象としています。

家族が子どもと充実した生活が送れるように、子どもたち一人ひとりに応じた関わりを、家族とともに考え、学び合います。

また、地域の人や保育園・幼稚園の先生が、子どもたち一人ひとりの姿から学び、関わっていけるように、ともに考えていきます。

社会福祉法人 わたむきの里福祉会 支援センター『太陽』が東近江市にオープン



『社会福祉法人わたむきの里福祉会』（上野田）が、10月から新たに東近江市（近江鉄道八日市駅前本町商店街）に相談支援やサロン活動を行う場「太陽」をオープンされました。

日野町を含めた近隣の市町では、共同で相談事業などを委託しており、そのひとつの事業所が『社会福祉法人わたむきの里福祉会』です。

今回、広域での活動を目的に、拠点を日野町と東近江市（八日市）の2か所にされました。今後の活動に期待が寄せられています。

社会福祉法人 わたむきの里福祉会のサービスが 10月から障害者自立支援法による新サービスに移行

これまでの通所授産施設・作業所から、本人の希望にあった一般就労に必要な訓練や一般就労が困難な人への訓練、また、常に介護を必要とする人に、昼間、施設で介護等を行うとともに活動の場を提供する事業所となりました。

12月3日～9日は「障害者週間」

「障害者の日」「障害者週間」とは

昭和56年、国は「国際障害者年」を記念し、国連が「障害者の権利宣言」を採択した12月9日を「障害者の日」としました。

また、障がい者が自らの自立と社会参加への意欲と国民の障がい者に対する理解と認識をより一層深めるための期間として、平成16年6月の障害者基本法改正により、12月3日から9日を「障害者週間」と定めました。

「障害」と「障がい」 の表記について

近年、「障害」を「障がい」と表記するところが増えてきました。

「害」の字に「悪くすること」「わざわざ」という否定的な意味があることが「障害」を「障がい」と表記する大きな理由のひとつとなっています。

町では、左ページに掲載の「日野町障害者計画」と「第1期 日野町障害者福祉計画」を策定する際、計画策定委員の皆さんのご意見をいただき、法令に定められた用語以外について「障がい」の表記を取り入れました。このため、今回の「広報ひの」では計画の掲載にあわせて「障がい」表記にしています。

町での表記については、ひらがな表記を取り入れる全国的な流れや、「障害」への本質的な理解等をふまえて検討していく必要があると考えています。

障害福祉サービスの
問い合わせ先

◆身体障がい・知的障がい…福祉課
◆精神障がい……………福祉課

福祉担当
保健担当

☎526573 有線57772
☎526574 有線57777

「日野町障害者計画および 第1期 日野町障害福祉計画」がスタート

障がい者が地域で自立した生活を送り、障がいの有無に関わらず、一人ひとりの個性と人格を尊重し、誰もがいきいきと安心して暮らせる、障がいのない人と『共に生きる社会』の実現をめざして「日野町障害者計画および 第1期 日野町障害福祉計画」を策定しました。

計画の位置づけ

2つの計画は障がいのある方へのサービスを整えるため、バランスのとれたサービス基盤の整備を目的に、平成18年4月1日に施行された障害者自立支援法に基づいて策定しました。

障害者計画は、滋賀県の「おうみ淡海障害者プラン」と連携し、障害福祉計画と一体的に推進します。

障害者計画 (平成27年度まで)

◆基本目標

1 障がい者の主体的な選択・決定への支援

障がい者が、ひとりの人として人権が尊重され、あたりまえに生きていけるとともに、主体的に生き方や住む場所を選択・決定し、自己実現をめざしていけるよう、施策の充実と支援の推進に取り組みます。

2 住民参加によるノーマライゼーション(※1)の実現

障がい者を取り巻く諸課題を住民共有の課題としてとらえ、地域・企業・団体・行政が一体となって解決を図ることにより、ノーマライゼー

ション社会の実現をめざします。

3 障がい者の社会参加と自立に向けた環境づくり

保健・医療・教育・福祉・労働・文化・スポーツ・まちづくりなど、幅広い分野において施策を展開し、障がい者の社会参加と自立に向けた環境整備に取り組みます。

◆基本施策

1 啓発・広報の推進

障がいや障がい者に対する正しい理解を深め、すべての住民がともに理解し合い、自分で選択するそれぞれの生き方が尊重できる啓発活動や交流活動を推進します。

2 福祉の推進

障がい者が在宅で安心してその人らしい自立した生活が送れるよう、各サービスの計画的な整備・充実を図り、保険・医療・福祉等の連携によって、必要なときに必要なサービスが円滑に提供されるよう取り組みます。また、入所施設や病院から地域生活に円滑に移行できるように、住支援に取り組みます。

3 保健・医療の推進

医療的なケアが必要な障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域医療の充実と医療費助成等の支援を図ります。

4 発達支援・教育の推進

障がいのある児童・生徒の発達を支援する療育体制づくりに努め、関係分野をはじめとして地域全体で育成に取り組みます。

5 スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

障がいのある児童・生徒が、放課後や学校外で、また卒業後の生活においても、地域社会とのつながりをもって活動できるよう継続的に支援します。

6 雇用促進と就労支援

障がい者の就労支援について、関係機関と連携し、企業に雇用への理解を働きかけ、障がい者の働く場の確保に努めます。

7 住民すべてにやさしいまちづくり

誰もが積極的に社会参加できるように、ユニバーサルデザイン(※2)の考え方を取り入れた人にやさしいまちづくりを推進するとともに、既

存施設・設備については引き続きバリアフリー化に努めます。

第1期 障害福祉計画 (20年度まで)

今後必要となる福祉サービスの量や目標年度(23年度)までの数値目標と、年度ごとに必要なサービスをどのように確保するのかを定めます。

また、20年度には施策の充実や見直しについて協議を行い、第2期計画(21年度～23年度)を策定し、円滑な推進に努めます。

計画書は、福祉課、町政情報コーナーで閲覧できます。

※1 ノーマライゼーション

年齢や障がいの有無などに関わらず、共に助け合いながら暮らしていくのが社会のあり方とする考え方

※2 ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能なデザインをすること

◆問い合わせ先

福祉課 福祉担当
☎ 056573 有線 07772

